

別添「特別支援学校における就労選択支援の流れ（ガイドライン）」

1 基本的な考え方

- ・就労選択支援は、生徒の能力・適性に応じた進路選択の意思決定を支援する制度です。
- ・群馬県の一定の基準として、下記にてガイドラインを提示していますが、就労選択支援利用の期間・時期等は学校のスケジュールに応じて柔軟に対応して差し支えありません。
- ・利用する障害福祉サービスによっては就労選択支援の利用が必要となるので、現在の実習または暫定支給決定による就労移行支援等の利用に替えて、就労選択支援を利用する際の流れを示します。
- ・令和7年10月以降、就労継続支援B型を利用する生徒に関して、原則として就労選択支援の利用が必要です。
- ・さらに、令和9年4月以降、就労継続支援A型を利用する生徒に関しても、原則として就労選択支援の利用が必要です。
- ・就労選択支援の利用はすべての生徒に必要なものではなく、一般就労や生活介護を予定する生徒には原則不要です。本人の希望に応じて実施の有無を検討ください。
- ・地域に就労選択支援事業所がない、就労選択支援事業所の許容量が足りない、家庭の事情等により、就労選択支援の利用が難しい場合、従来どおりの就労アセスメントで進路決定することも可能です。
- ・生徒ごとの利用の可否は、学校のアセスメント等による見立てを参考とし、本人や保護者の希望、環境・状況に応じて、支給決定市町村の意見を踏まえ調整してください。
- ・基本的に実習期間中の就労選択支援の利用を想定していますが、就労選択支援事業所の定員の事情等により、実習期間外が支給決定期間となることが想定されます。その場合は、教育課程に位置付けられた校内実習等に就労選択支援事業所がアセスメントのため、学校に赴くことも想定されており、学校ごとに対応が可能であれば連携可能です。
- ・別紙1「特別支援学校における就労選択支援利用のフローチャート」より関係機関への流れをご確認ください。

2 対象学年と利用時期

- ・就労選択支援を活用した就労アセスメントは、高等部1～3年生のいずれの時期でも実施可能です。どの学年で実施しても、就労面に係る課題等の把握が行われていれば、障害福祉サービス（就労継続支援A型、就労継続支援B型等）の利用のための就労選択支援とすることが可能です。
- ・特に高等部1年生で利用することで、外部機関による客観的なアセスメントを進路指導に役立てることが可能と考えます。
- ・本人や保護者の希望に応じて、市町村から支給決定を受ければ、在学中に複数回利用することが可能です。
- ・学校外（夏休み期間など）の利用も可能です。

3 進路ガイダンスの実施

- ・高等部1年生の進路ガイダンスで、卒業後に就労継続支援を利用する場合には、就労選択支援を予め利用する必要があることを説明してください。
- ・障害福祉サービスであり、生徒により自己負担の有無等状況が異なるので、支給決定権者である市町村職員の同席も想定しています。

4 利用が見込まれる生徒の名簿の作成等

・児童福祉法に基づき、15歳以上18歳未満の者が就労選択支援の支給決定を受ける場合、児童相談所長から市町村に対して意見書を発出してもらう必要があります。その意見書に基づき、障害者とみなし、市町村は生徒に対して支給決定を行うことができます。

・円滑に障害者みなしの手続を行うため、就労選択支援の利用が見込まれる生徒について、別紙2「就労選択支援利用希望生徒名簿」により名簿を作成します。また、生徒・保護者から別紙3「就労選択支援利用希望生徒における同意書」により同意書を収集します。名簿と同意書を特別支援教育課経由で市町村に提供し、市町村は児童相談所に意見を伺います。

・当年度の9月30日までに同意書及び名簿を特別支援教育課に提出します。

(※3学期の実習期間を見据えて9月30日に設定)

・前年度以前に意見照会した生徒に関して、再度の同意書収集及び名簿整備は不要です。

・当年度12月以前に就労選択支援の利用を希望している生徒に関して、9月の名簿整備で支給決定が間に合わない場合が想定されます。その際は、随時で同意書収集・名簿整備します。希望者全て同一市町村居住の場合は、直接当該市町村の障害福祉サービス担当課あてに提出し、複数市町村にまたがる場合は、特別支援教育課に提出します。

5 事業所との調整

・就労選択支援事業所が学校に赴く場合は、学校と事業所間で調整を行ってください。

・就労選択支援事業所の空き状況については、就労選択支援事業所までお問い合わせください。

6 会議への参加

・就労選択支援を利用した場合、相談支援事業所による「サービス担当者会議」、就労選択支援事業所による「多機関連携によるケース会議」が実施されるため、教員の出席が必要となります。

○サービス担当者会議

I 実施主体

相談支援事業所（相談支援専門員）

II 構成員

本人、保護者、特別支援学校の教員、相談支援専門員、就労選択支援員、市町村担当者（必要に応じて）等

※障害児通所支援利用の生徒については、当該サービスの児童発達支援管理責任者も参加想定。

※居宅介護や短期入所利用の生徒については、当該サービスのサービス提供責任者等も参加想定。

III 議題

・利用者の現状（既の実施しているアセスメントの活用を含む）と意向確認、サービス内容と役割分担など。特に特別支援学校の教員からは実習も兼ねているので本人の学校での様子、実習時期（他の生徒との兼ね合いの関係）、実習期間を諮る。

○多機関連携によるケース会議

I 実施主体

就労選択支援事業所

II 構成員

本人、保護者、特別支援学校の教員、相談支援専門員、就労選択支援員、市町村担当者（必要に応じて）等

※障害児通所支援利用の生徒については、当該サービスの児童発達支援管理責任者も参加想定。
※居宅介護や短期入所利用の生徒については、当該サービスのサービス提供責任者等も参加想定。

Ⅲ 議題

- ・利用者の現状、アセスメント結果の共有、就労先やサービスの検討など。

7 その他

- ・別紙4「特別支援学校における就労選択支援利用のQ&A」を併せて作成しましたので、参考としてください。